

令和6年2月双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年2月20日(火)13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治委員 議席3 鶴沼久江委員

議席4 林 和男委員 議席5 欠 席 議席6 高木幸恵委員

議席7 大橋利一委員 議席8 澤上 榮委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏委員、高玉正祐委員、井戸川弘幸委員、渡辺浩美委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野弘紀

専門員(併任) 大西信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会令和6年2月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

2月も後半に入り、年度末に近づいてきたことから、お忙しい方もいらっしゃると思いますが、皆さんには、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、太陽光発電に関する5条申請のほか、協議事項もありますので、皆さんには、いつも通り慎重審議をお願いいたします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、高田委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年2月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

【中野事務局長】

※ 資料により会務報告

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には、6番 高木委員、7番 大橋委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和6年2月20日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。本件は、町の特定帰還居住区域の除染工事を実施するにあたり、事業者であるA社が工事区域に隣接する農地を一時転用して、工事で発生する草木等を破砕するための作業ヤード及び仮置場として使用するものです。

被設定人は、宮城県仙台市青葉区××× A社 執行役員支社長××××介氏、設定人は、双葉町大字新山××× B氏です。

申請農地は、双葉町大字長塚字寺内迫××番他で、地目はいずれも田、面積の合計は×××㎡です。なお、××番については、農地の一部の転用になります。また、都市計画法上は、非線引き都市計画区域で、農地区分としては第2種農地に該当すると思われます。場所は、位置図、公図を添付していますが、町道新山・鴻草線いわゆる旧国道とJRの双葉陸前浜街

道踏切から約 200m 北、町道西側の農地になります。

転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、特定帰還居住区域内の工事施工に伴い発生する草木等を破砕するための作業ヤード及び仮置場を設置するため、農地を借受けて一時転用するものです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から 4 か月間としています。(4) 施設の概要ですが、土地利用計画図のとおり、転用する敷地全体に土木シートを敷き、作業ヤード及び仮置場として使用する部分には鉄板を敷くようになっています。また、外周は高さ 3 m のパネル板で囲む計画になっています。また、図中の道路は町道新山・鴻草線で、町道西側、図上ですと左側の土地は町が道路敷として買収した土地になります。車両等は、町道から道路敷を通過して図面中央部分の門扉から出入りする形になります。また、雨水については、敷地の南西側及び北東側の水路に自然流下させることとしています。

権利の種類については、使用貸借権を設定するとしています。

資金計画については、工事費用約×××円について、自己資金で対応するとしています。周辺農地への影響については、土砂等の流出はなく、営農条件に影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

事業計画書について、既に説明した内容は省略しますが、申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区の農地転用について差し支えない旨の意見書が添付されています。また、隣接する道路及び道路敷の使用・占用については、双葉警察署及び双葉町に使用許可及び占用許可を申請中としています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、A社の現在事項全部証明書、定款、申請農地の全部事項証明書、事業者の資金状況を確認するものとしてA社の残高証明書、農地転用事業に係る予定工程表を添付しています。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。以上でございます。

【澤上会長】

本件については、大橋委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果を報告願います。

【大橋委員】

報告をさせていただきます。議案第 1 号の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地の一時転用の許可申請につきまして、2 月 8 日に事務局と現地を確認いたしました。

申請農地は、大字長塚字寺内迫の旧浜街道の踏切から約 200mの道路西側の農地になります。この辺りは土地が沈下しているところで、あらかじめ盛土をしているような形跡も見受けられ、作付けはされていないようです。

今回の申請は、町の特定帰還居住区域の除染工事に関するもので、他に適当な場所がないということですので、一時転用はやむを得ないものと考えます。以上のとおり報告させていただきます。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【井戸川推進委員】

この辺りは湿地帯で、下長塚地区で農地の保全管理を行っているが、作業中にトラクターがスタックしたことがある。水が抜けないのではないか。

【大橋委員】

申請農地はかなり以前から土を盛った形跡があり、かまぼこ状になっており、周辺の農地よりは高くなっている。工事実施に当たっては、事業者で対応すると思われることから、4か月程度の一時転用であれば問題ないと思う。

【鵜沼委員】

工事中に地盤沈下する恐れはないか。以前、牛を放牧していたことがあるが、牛がぬかるみにはまってしまったことがある。

【井戸川推進委員】

申請農地の南側だが、トラクターがぬかるみにはまって動かなくなったことがあり、その時は、近くで作業している業者の重機で揚げてもらったと聞いている。

【林委員】

図面のとおり軽量の鉄板を敷く計画になっているので、大丈夫だと思う。北小の下の農地も同じような状況だ。この辺りは泥炭地が多い。

【澤上会長】

申請内容について問題はありますか。

【井戸川推進委員】

申請内容については問題はない。農地の状況について情報共有しておきたかった。

【澤上会長】

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適当との意見書を付して県に送付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の場合)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可することが適当との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。

【澤上会長】

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和6年2月20日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。本件は、太陽光発電事業者C社が、太陽光発電設備を設置するため、大字前田字結ノ内の農地を地権者から買い取り、転用するものです。

譲受人は、埼玉県越谷市××× C社 代表取締役××××氏、譲渡人は、双葉町大字前田××× D氏です。

申請農地は、双葉町大字前田字結ノ内××番地で、地目はいずれも畑、面積の合計は×××㎡です。都市計画法上は第一種中高層住居専用地域として用途地域が指定された区域になります。場所は、位置図、住宅地図、公図がありますが、住宅地図を見ていただくと、国道288号の前田橋の交差点から北西に入ったところで、譲渡人のD氏の自宅住居南側の農地になります。

転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利移転の理由は、譲受人は太陽光発電に条件の良い土地を見つけることができたので事業化を図りたい、譲渡人は利用計画のない土地の有効利用を図りたいとしています。(3) 施設の利用期間は許可日から永年ということで永久転用になります。(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽電池モジュール、いわゆるソーラーパネルですが、長方形のパネルを152枚組み合わせて設置するとともに、パワーコンディショナー、これは太陽光発電設備で発電した電力を直流

から交流に変換したり、発電量を調整したりする機器ですが、これを8台設置する計画です。土地利用計画図及び設備の構造図、類似施設の写真を添付していますが、計画図を見ていただくと、152枚のパネルを組み合わせて野立てで設置し、発電した電気をパワーコンディショナーを通じて集め、敷地の右上隅に設置する電柱から、敷地外の水沢線2という既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、敷地の周囲（外周）をフェンスで囲む計画となっています。

権利の設定・移転については、売買により所有権を移転するとしています。

資金計画については、用地費×××円、建築費×××円の計×××円について、自己資金で対応するとしています。周辺農地への影響について、万が一土砂流出や雨水流出が予想される場合は、周囲に土留めを設置します。また、周辺農地の営農条件については、日照、通風の確保に問題はないとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、C社の履歴事項全部証明書、定款、申請農地の全部事項証明書、C社の資金状況を確認するものとして預金通帳の写し、発電した電気を送電施設に接続することを承認する東北電力ネットワーク株式会社の承諾書、陽光発電設備の機器に関する資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。なお、第1号議案と同様に、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。以上になります。

【澤上会長】

本件については、私が現地調査を行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第2号の農地転用の許可申請につきまして、2月8日に事務局と現地を確認いたしました。申請農地は、大字前田の国道288号から北西に入った×××平方メートルの畑で、譲渡人のDさんの自宅に隣接した南側の畑です。

周辺農地とは水路及び農道で区切られており、ここに太陽光発電設備が設置されることで、周辺農地の利用や営農条件に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地権者の意向もありますので、所有権移転による農地転用はやむを得ないものと考えます。

ただ、1月の農業委員会で審議いただいた案件同様に、事業者には、敷地及び周辺農道の草刈り、水路の管理など、周辺農地の営農活動に配慮した、適正な用地管理をお願いしたいと思います。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

敷地をフェンスで囲むような計画になっているが、周囲に農道があり、トラクターの通行に支障をきたさないような配置にしてほしいと考えるが、三字地区の保全管理活動をやっている渡辺推進委員、どうか。

【渡辺推進委員】

トラクターが通行できるように、フェンスが境界の内側に1メートル程度入っていれば、支障はない。

【澤上会長】

工事車両の進入はどこからか。農道を通るのであれば、損傷等を復旧するよう対応をお願いしたい。

【中野事務局長】

進入路に農地を使用するのであれば、農地の一時転用申請が必要であるが、申請はないので、既存の道路等を使うと考えられる。また、申請農地の側が宅地になっているので、ここを利用することも考えられるが、いずれにしる事業者の方で対応するものと思う。

【澤上会長】

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適当であるが、周辺の営農活動を阻害しないように留意する必要があるとの条件を付けて、県に送付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号は条件を付けたうえで許可することが適当との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

(14時01分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

(1) 農地利用最適化推進委員の担当区域及び募集人数の変更について

(2) 令和6年3月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 澤 上 榮 ⑩

議事録署名人 高 木 幸 恵 ⑩

議事録署名人 大 橋 利 一 ⑩